

令和2年第4回農業委員会総会議事録

1 開 会 日 時 令和2年4月24日（金）午前9時00分

2 閉 会 日 時 令和2年4月24日（金）午前10時30分

3 場 所 小国町役場 4階 大会議室

4 出席した委員

1番	大 谷 健 人	5番	安 部 茂
2番	小 嶋 剛	6番	伊 藤 実 千 昌
3番	舟 山 秋 子	7番	横 山 信 一
4番	川 崎 吉 巳（途中退席）		

5 出席した職員

事務局長	磯 部 俊 二
事務局次長	渡 邊 久 光
農地調整係長	羽 田 伸 美
書 記	大 谷 虎 之 介

6 付 議 案 件

報第 3 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

議第 11 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可決定について
(賃貸借権設定)

議第 12 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可決定について
(所有権移転)

議第 13 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
(所有権移転)

議第 14 号 小国農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について

議第 15 号 耕作放棄地に係る非農地決定について

その他 農地法第 3 条第 1 項の許可を要しない権利取得の届出の受理について

議 長 本日の出席委員は7名です。全員出席しておりますので本日の会議は成立いたします。ただいまから令和2年第4回小国町農業委員会総会を開会いたします。なお、4番委員から9時半に退席の申し出がございましたので許可いたします。

議 長 日程は配布のとおりでございます。会期は本日1日限りとしたいと思いますが、異議ございませんか。

(異議無しの声)

議 長 異議ないようでございますので、会期は本日1日限りといたします。それでは日程に従い進めさせていただきます。

議 長 本日の議事録署名委員は、1番委員、2番委員の両名をお願いいたします。

議 長 それでは報第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を上程します。報第3号について事務局に報告を求めます。

事 務 局 (説明)

議 長 次に議第11号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」を上程します。議第11号番号1について事務局に説明を求めます。

事 務 局 (説明)

議 長 調査委員に調査を依頼しておりますので調査委員から報告をお願いいたします。

3番委員 番号1について、私の方から現地調査と聞き取りの確認を行ってききましたので、ご報告させていただきます。4月20日の午前9時より貸人の■■■さん借人の■■■さん立ち会いのもと、現地確認と聞き取りを行って参りました。申請地については、■■■さん宅と横川の間1枚と、■■■さん宅の道挟んで道路真向かいにある田んぼ1枚と合計2枚になっておりました。横川側の農地については、昨年、いま解約の報告があったとおり、■■■さんが登記上1筆となっている田んぼですけども、現地は畔がたっていて3枚という現状となっております。今までは、解約した部分ついて1枚だけを借りて、作物を採ったということですけど、今回登記上1筆になっている全3枚と■■■さん宅の前の農地、合

計で登記上2筆ということになりますけど、そこを借り入れて作付けを行いたいということでした。ほかに、周りに農地は存在していなくて、周りに影響はないものと判断いたしましたので報告いたします。

議 長 質問がありましたら発言をお願いいたします。ございませんか。無いようですので、採決いたします。議第11号番号1について申請どおり許可することに異議無い方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 異議ないようでございますので、議第11号番号1について、申請どおり許可することにいたします。

議 長 次に議第11号番号2、3、4の案件につきましては、関連する事項でありますので、一括して事務局に説明を求めます。

事務局 (説明)

議 長 調査委員に調査を依頼しておりますので調査委員から一括して報告をお願いいたします。

4番委員 それでは私から報告させていただきます。4月22日午後から現地に行って確認して参りました。最初の農地法第18条第6項の規定によって合意解約した、村上市の■■■さんのところを■■■さんの親父さんの■■■さんが作っていたわけですが、前回の調査でもそうでしたが、■■■さんの体調が良くないということで■■■さんをお願いしたいということであります。それで、今回小玉川道子沢場所的には、小玉川集落の坂を下りてきたところの1団地になるわけですが、そこで1番まとまった土地が■■■さんの土地で、1丁1反歩ぐらいあるところを、■■■さんが作付けしてくださるということで契約した。それに伴って、集落のすぐ近くにある■■■さん、■■■さんの土地も是非引き継いで作っていただきたいということでお願いがあつて、■■■さんが了解したということで契約した状況でした。何の問題もないだろうということでそこは確認しておりましたし、村上に住んでいる■■■さんに関しては、現地には来ていただけなかったので電話で確認をとった次第です。■■■さん、■■■さんにつきましては、現地に来ていただいて■■■さんと共に確認して参りました。問題ないということで報告いたします。

議 長 質問がありましたら発言をお願いいたします。無いようでございますので、採決いたします。議第11号番号2、3、4について申請どおり許可することに異議無い方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 異議無いようでございますので、議第11号番号2、3、4について申請どおり許可することといたします。

議 長 次に、議第11号番号5、番号6の案件でございますが、次の議第12号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」の番号1が関連案件でありますので、議第12号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」を合わせて上程いたします。この案件については、関連がございますので、一括して事務局に説明を求めます。

事務局 (説明)

議 長 調査委員に調査を依頼しておりますので調査委員から一括して報告をお願いいたします。

2番委員 今ありました案件につきまして、私の方で現地調査並びに聞き取り調査を行いました。日時的には、4月20日の午前9時に現地立ち会いということで、話を差し上げて、事前に電話で内容等々を確認させていただいた上で9時に待ち合わせた。今事務局から話があったとおり、この借受人の■■■さんにつきましては、この時は電話に出ないということで、今回の説明のとおり一括の上程ということで、賃貸借権の設定と所有権の移転のこの部分につきまして、当日■■■さん並びに奥様二人に立ち会いいただきまして、現地のほうに向かいました。現地につきましては、皆さんも知っているかとは思いますが、スポーツ公園手前右手の方に上がっていった山手にある旧道で、この部分については、以前から多くの人が畑を作っておられたということで、今行っても作業小屋等々が点在しております、それぞれいろんな方が畑を作っていらっしゃるところでございました。最初に所有権の移転の部分の■■■さんについて詳しく話を聞いたのですが、この人との関わりは親戚関係で■■■さんがいまして、■■■さんに頼んで野菜を作っていたということで最初にこの部分を確認させていただいて、ここは面積が約3反歩ありまして、実際に以前から畑を作られたということで、確認させていただいたところでございます。特に先ほど事務局から話があったように、■■■さんにつきましては、奥さんが主体となって野菜作りをしていたわけです。

けども、最近娘さんが帰って来られて、娘さんも一緒に畑・花等々の作業をしたいと希望があって、今回その所有権の移転とあわせて、5番6番の賃貸者権の部分で■■■さん並びに■■■さんの畑を借り受けるということでした。この部分については、くっついている条件ではなかったのですが、現場に行ってみると畑の真ん中に農道が走っており、その近辺と言いますか早々歩いてもすぐ行ける距離でございまして、目と鼻の先の農地でありまして、いずれについても隣接した部分については既には畑ということで支障はないということを現場で確認をさせていただきました次第でございます。

議 長 ご質問がありましたら発言をお願いいたします。ございませんか。
無いうでございまして、採決いたします。議第11号番号5、番号6について申請どおり許可することに異議無い方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 異議無いようでございますので、議第11号番号5、番号6について申請どおり許可することにいたします。

議 長 次に議第12号番号1について申請どおり許可することに異議無い方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 異議無いようでございますので、議第12号番号1について申請どおり許可することにいたします。

議 長 次に議第12号番号2について事務局に説明を求めます。

事務局 (説明)

議 長 調査委員に調査を依頼しておりますので調査委員から報告をお願いいたします。

1番委員 議第12号の番号2について、説明させていただきます。聞き取りに関しては、22、23日に電話で譲り渡し人の■■■さんが村上ということでありましたし、譲渡人の■■■さんもなかなか都合がつかず夕方になったため、現地の方は私も知っているところでありましたので、確認してきました。お互いに、移転に

関しては前から話があったそうで、今回、その土地の移転でお互い了承したということでありました。また、長崎の現地については、田沢頭の方が大豆とかを作って耕作していたところであり、所有権の移転があった後も同じ方に引き続け耕作していただくということで、周りの土地も同じ方が耕作しているので、今回の移転に対してその後問題などはないと思い、移転に対しては問題ないと判断しました。

議 長 ご質問がありましたら発言をお願いいたします。無いようでございますので、採決いたします。議第12号番号2について申請どおり許可することに異議無い方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 異議無いようでございますので、議第12号番号2について申請どおり許可することにいたします。

議 長 次に議第13号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明を求めます。

事務局 (説明)

議 長 調査委員に調査を依頼しておりますので調査委員から報告をお願いいたします。

2番委員 申請につきまして、この部分につきましても4月20日に推進委員の■■■さんの都合もあって、20日の夕方5時でありましたので、5時現地立ち会いを■■■さんの旦那様であります、■■■さんをお願いして現地の立ち会いをしたところであります。譲受人の■■■さんは、譲渡人の■■■さんの夫の■■■さんの妹さんの子供ということでありまして、今、会社のアパートに住んでいるそうですが、住宅を建てたいというようなことがありまして、この土地を譲りたいというような話だったそうです。場所につきましては、■■■の裏になりますが、最近あの辺は、住宅ラッシュみたいにどんどん住宅が建っておりまして、ちょうどその部分の農地が畑みたいな感じで残っておりましてけれども、その部分だということで、地図をもらって確認に行ったのですが、地図がちょっとわかりづらい地図でございましたので、当人の■■■さんに確認していただいて、特に隣接した部分については、今話したように住宅が建ち始めておりまして、その部分が残っているというようなことでなんら住宅が建っても問題という

ことで判断してきましたので報告いたします。

議 長 ご質問がありましたら発言をお願いいたします。無いようでございますので、採決いたします。議第 13 号について原案のとおり決定することに異議無い方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 異議無いようでございますので、議第 13 号について原案のとおり決定することにいたします。

議 長 次に議第 14 号「小国農業振興地域整備計画の変更について」を上程いたします。事務局に説明を求めます。

事 務 局 (説明)

議 長 それでは、内容審議のためここで暫時休憩とします。9 時 55 分までといたします。

事 務 局 (説明)

議 長 それでは再開いたします。

議第 14 号についてご質問がありましたら発言をお願いいたします。ございませんか。無いようでございますので採決をいたします。議第 14 号について原案のとおり承認する旨の意見を通して回答することに異議無い方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 議第 14 号について異議無いようでございますので原案のとおり承認する旨の意見を通して回答することといたします。

議 長 続いて、議第 15 号「荒廃農地に関する非農地の決定について」を上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 (説明)

議 長 ご質問がありましたら発言をお願いいたします。無いようでございますので、採決いたします。議第 15 号について、原案のとおり決定することに異議無い方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 異議ないようでございますので、議第 15 号について、原案のとおり決定することといたします。

議 長 次に、その他「農地法第 3 条第 1 項の許可を要しない権利取得の届出の受理について」を上程します。事務局に報告を求めます。

事 務 局 (報告)

議 長 本日の議案は以上でございます。以上をもちまして第 4 回小国町農業委員会総会の全日程を終了いたします。本日は大変ご苦勞様でした。

(午前 10 時 30 分)

以上、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

令和2年4月24日

議 長

署名委員

署名委員